

野田市一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第3号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員の項の改正規定を次のように改める。

別表第1再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1の2再任用職員の項の改正規定を次のように改める。

別表第1の2再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額
	193,600	204,700	223,200	244,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。